平成２２年（フ）第７８１号
盛岡市新田町４番25―201号
債務者　鈴木　　潔
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６号
群馬県高崎市八幡町1256番地17
債務者　ラナシャジャハンこと　ＲＡＮＡ　ＳＨＡＨＪＡＨＡＮ
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０号
群馬県高崎市寺尾町2536番地
債務者　山本　正樹
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２１号
群馬県高崎市寺尾町2536番地
債務者　山本　弘美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９３３号
埼玉県狭山市新狭山３丁目10番地２スプランドゥール新狭山1001、住民票上の住所東京都文京区千駄木３丁目16番12号
債務者　平山　　満
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８号
埼玉県川越市南大塚２丁目18番地11　ソイルビル205号室、前住所埼玉県川越市田町19番地３　メゾン田町102号室
債務者　倉本　孝行
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５号
埼玉県川越市大字大袋696番地13
債務者　柚下　和美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目13番802号
債務者　木暮三重子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４７号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目44番305号
債務者　三浦　廣子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４５号
埼玉県行田市富士見町２丁目14番地12
債務者　山田　大志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９号
埼玉県羽生市大字上新郷1830番地４
債務者　鷲永　光司
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７０４号
神奈川県秦野市渋沢２丁目43番22号　ガーデンサイドイシダＡ102号
債務者　杉井とみ子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５３号
神奈川県厚木市幸町10番14号　ファーストコート２－Ｆ
債務者　大谷　英城
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２７号
岐阜県瑞浪市土岐町1284番地の２
債務者　松本　宏之
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４号
静岡県三島市長伏100番地の25
債務者　佐藤まき子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
愛知県一宮市赤見３丁目14番23号
債務者　西川有美子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西大門340番地　ＦｒｕｉｔｉｅｒⅠ305号
債務者　安藤　みほ
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部